

(平成26年2月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中部地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年9月まで

私は、婚姻（昭和49年1月）に伴いA市に転入した際、国民年金の任意加入被保険者となる切替手続を行った。年金手帳には、同年1月13日から任意加入被保険者となった記載もあり、自宅に送付された納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。社会保険事務所（当時）から保険料が未納であるとの連絡を受けた覚えは無く、税金等納付すべきものはこれまで全て納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、昭和43年\*月（20歳到達時）から61年4月に第3号被保険者資格を取得するまでの17年余りの国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人が婚姻（昭和49年1月）直前に居住していたB市の検認記録によると、48年10月から同年12月までの国民年金保険料は婚姻直後に納付されていることが確認でき、オンライン記録によると、申立期間直後の49年10月から申立人が第3号被保険者資格を取得する直前の61年3月までの保険料も現年度保険料として納付されていることが確認できるところ、申立人の夫は、申立期間の前後において継続して厚生年金保険被保険者資格を有しており、収入が安定していたものとみられることから、納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8277

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成19年3月末日に退職する旨を伝えており、給与明細書において申立期間に係る厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、平成19年3月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を誤って行った旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成21年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年1月31日から同年2月1日まで

A社には平成21年1月末日まで勤務し、給与から1月分の厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録は、同年1月31日資格喪失となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「給与支給明細額」及び雇用保険の記録により、申立人はA社に平成21年1月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記「給与支給明細額」において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社からの回答は得られなかったが、事業主が資格喪失日を平成21年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（岐阜）厚生年金 事案 8279

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年11月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月29日から同年12月1日まで  
A社には、申立期間も継続して勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。  
当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社を合併したB社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、A社C営業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和44年11月29日に同営業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社において同年12月1日に被保険者資格を取得している複数の同僚は、「申立期間前後を含めA社C営業所に勤務しており、営業所を管轄するエリアの変更があり、同営業所は同社（本社）管轄になったと思う。毎月の給与から保険料が控除されていた。」と証言している。

さらに、B社は、「合併等によりA社における申立人の異動日を確認できる資料は残っていないが、申立期間も継続して勤務していた。毎月の給与から保険料を控除していたと考えられる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金

保険被保険者名簿の昭和44年12月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としている上、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年3月、同年5月、同年9月、18年2月、同年3月、同年6月、同年11月から19年1月まで、同年5月、同年9月、同年10月、同年12月、20年1月、同年3月、同年4月、同年10月及び同年11月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17年3月、同年5月、同年9月、18年2月、同年3月及び同年6月は22万円、同年11月から19年1月まで、同年5月、同年9月、同年10月、同年12月、20年1月、同年3月、同年4月、同年10月及び同年11月は24万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成17年4月、同年7月、同年8月、同年10月から18年1月まで、同年4月、同年5月、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月及び同年10月は24万円、19年2月及び同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年6月から同年8月までは22万円、同年11月は24万円、20年2月及び同年5月は22万円、同年6月は20万円、同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月及び同年12月は20万円、21年1月は22万円、同年2月は17万円、同年7月は18万円、同年8月及び同年10月は17万円、同年11月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 3 月 から 22 年 4 月 まで

A社の給料明細書に記載されている実際に控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と年金記録には差があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成17年3月、同年5月、同年9月、18年2月、同年3月、同年6月、同年11月から19年1月まで、同年5月、同年9月、同年10月、同年12月、20年1月、同年3月、同年4月、同年10月及び同年11月については、申立人から提出された給料明細書、預金取引明細表及び普通預金通帳並びに課税庁から提出された17年分から19年分までの給与支払報告書(以下「給料明細書等」という。)から判断して、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(17年3月、同年5月、同年9月、18年2月、同年3月及び同年6月は22万円、同年11月から19年1月まで、同年5月、同年9月、同年10月、同年12月、20年1月、同年3月、同年4月、同年10月及び同年11月は24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
- 2 申立期間のうち、平成17年4月、同年7月、同年8月、同年10月から18年1月まで、同年4月、同年5月、19年2月から同年4月まで、同年6月から同年8月まで及び同年11月については、給料明細書等から判断して、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る22万円から26万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を事業主から支給され、22万円又は24万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成18年7月から同年10月まで、20年2月、同年5月から同年9月まで、同年12月から21年2月まで、同年7月、同年8月、同年10月及び同年11月については、申立人から提出された給料明細書により、申立人は、当該期間において、17万円から30万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を事業主から支給され、22万円又は24万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書等において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成17年4月、同年7月、同年8月、同年10月から18年1月まで、同年4月、同年5月、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月及び同年10月は24万円、19年2月及び同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年6月から同年8月までは22万円、同年11月は24万円、20年2月及び同年5月は22万円、同年6月は20万円、同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月及び同年12月は20万円、21年1

月は22万円、同年2月は17万円、同年7月は18万円、同年8月及び同年10月は17万円、同年11月は18万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成17年6月、21年3月から同年6月まで、同年9月及び同年12月から22年4月までについて、17年6月は、預金取引明細表の給与振込額から推認される報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額（19万円）を超えず、21年3月から同年6月まで、同年9月及び同年12月から22年4月までは、給料明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額（16万円）を超えないことから、厚生年金特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち、平成17年3月から同年5月まで、同年7月から21年2月まで、同年7月、同年8月、同年10月及び同年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は死亡しているため確認できないものの、給料明細書等から確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る標準賞与額52万4,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、当該期間の標準賞与額に係る記録を52万4,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年7月11日

申立期間について、賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

オンライン記録によると、申立期間の標準賞与額は、52万4,000円と記録されているものの、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年9月12日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかし、A社から提出された貸金台帳によると、標準賞与額52万4,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できることから、申立人の当該期間の標準賞与額については、52万4,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る標準賞与額44万1,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、当該期間の標準賞与額に係る記録を44万1,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年7月11日

申立期間について、賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

オンライン記録によると、申立期間の標準賞与額は、44万1,000円と記録されているものの、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年9月12日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかし、A社から提出された賃金台帳によると、標準賞与額44万1,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できることから、申立人の当該期間の標準賞与額については、44万1,000円に訂正することが必要である。

## 中部（岐阜）国民年金 事案 3681

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から47年11月まで

父親が年金の受給者であったことから、母親は口癖のように「年金には入った方が良い。」と言っていたので、私の国民年金加入手続は、私が20歳になった頃に母親が行ってくれたと思う。申立期間当時は地区の納税組合が集金を行っていたようであり、家業の店の事務員が、他の費用の支払いなどと一緒に、申立期間の国民年金保険料も集金人に納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする母親は既に亡くなっており、申立期間の保険料を納付していたとする店の事務員についても既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年1月20日付けでA市において妻と連番で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われ、この加入手続の際に47年12月26日（妻の厚生年金保険被保険者資格喪失日）に国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、未加入者に対して、納税組合の集金人が国民年金保険料を集金することは考え難いことから、店の事務員は集金人に申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、

申立人が申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年7月までの期間、同年10月から60年1月までの期間、同年6月、同年7月、同年10月、同年11月、62年2月、同年3月、同年9月、63年1月、同年3月、同年5月及び平成7年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年7月まで  
② 昭和59年10月から60年1月まで  
③ 昭和60年6月及び同年7月  
④ 昭和60年10月及び同年11月  
⑤ 昭和62年2月及び同年3月  
⑥ 昭和62年9月  
⑦ 昭和63年1月  
⑧ 昭和63年3月  
⑨ 昭和63年5月  
⑩ 平成7年1月

申立期間の国民年金保険料は、A金融機関B支店担当者が掛金の集金に来た際に夫婦二人分の保険料額を渡し、当該担当者が私の口座に入金して口座振替により納付していた。また、何回かは、納付書が送付されてきたので、私自身が近所の金融機関で納付したこともあった。当時、保険料を納付したことは、経理を依頼していた税理士が作成した帳簿にも記載されているので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付していたが、何回かは納付書が送付されてきたので、自身が金融機関で納付したこともあったとしている。C市の国民年金保険料収入台帳（調定簿）等によると、申立人の主張どおり申立人夫婦は、昭和50年7月から口座振替による保険料納付を行

っていたことが確認できるところ、i) 夫婦の一方が未納とされている月（妻が納付書により納付した記録である申立期間⑤及び⑩を除く。）は、いずれも妻が未納とされていること、ii) 夫婦共に納付書により保険料を納付している期間が散見されることから、申立期間当時、同市は、口座名義人である申立人の保険料を優先して振り替えし、口座残高が不足して口座振替ができない場合は、納付書を発行していたものと推察される。

しかしながら、申立期間は10期間に及び、これら多数の期間において記録漏れ、記録誤りが生じるとは考え難いところ、C市の国民年金印紙検認状況表及び国民年金保険料検認票においても、オンライン記録と同様に申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、申立期間①、②、③、④、⑥、⑦、⑧及び⑨については、オンライン記録において、妻も同様に当該期間の国民年金保険料は未納となっており、当時、口座残高が一人分の保険料額に不足したため夫婦二人とも口座振替ができず、C市は現年度保険料の納付書を、社会保険事務所（当時）は過年度保険料の納付書を夫婦それぞれに送付したものの、保険料は納付されなかったものと推察される。

さらに、申立期間⑤及び⑩については、妻の国民年金保険料は、それぞれ過年度保険料及び現年度保険料として納付書により納付されていることが確認できるものの、妻には申立人とは別の未納期間及び納付書による納付済期間もあり、保険料納付については、必ずしも夫婦一緒に保険料を納付したとまでは言えないことから、妻の納付記録をもって、申立人が同様に申立期間⑤及び⑩の保険料を納付したとまでは推認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、経理を依頼していた税理士が作成したとする勘定元帳（昭和61年分のみ）を提出しているが、同元帳に記載されている夫婦二人分の保険料額は、オンライン記録等で確認できる夫婦二人分の同年分の納付済期間の保険料額には不足する額であることから、同元帳をもって、申立人が申立期間の保険料を納付したと推認することはできない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から58年3月までの期間、59年4月から同年7月までの期間、同年10月から60年1月までの期間、同年6月、同年7月、同年10月、同年11月、61年12月、62年4月、同年8月から同年11月までの期間、63年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年6月及び平成元年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年12月から58年3月まで  
② 昭和59年4月から同年7月まで  
③ 昭和59年10月から60年1月まで  
④ 昭和60年6月及び同年7月  
⑤ 昭和60年10月及び同年11月  
⑥ 昭和61年12月  
⑦ 昭和62年4月  
⑧ 昭和62年8月から同年11月まで  
⑨ 昭和63年1月から同年3月まで  
⑩ 昭和63年5月及び同年6月  
⑪ 平成元年11月

申立期間の国民年金保険料は、A金融機関B支店担当者が掛金の集金に来た際に夫が夫婦二人分の保険料額を渡し、当該担当者が夫の口座に入金して口座振替により納付していた。また、何回かは、納付書が送付されてきたので、夫が近所の金融機関で納付したこともあった。当時、保険料を納付したことは、経理を依頼していた税理士が作成した帳簿にも記載されているので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫の口座から口座振替により納付していたが、何回かは納付書が送付されてきたので、夫が金融機関で納付したこともあったとしている。C市の国民年金保険料収入台帳（調定簿）等によると、

申立人の主張どおり申立人夫婦は、昭和 50 年 7 月から口座振替による保険料納付を行っていたことが確認できるところ、i) 夫婦の一方が未納とされている月（申立人が納付書により納付した記録である 62 年 2 月、同年 3 月及び平成 7 年 1 月を除く。）は、いずれも申立人が未納とされていること、ii) 夫婦共に納付書により保険料を納付している期間が散見されることから、申立期間当時、同市は、口座名義人である夫の保険料を優先して振り替えし、口座残高が不足して口座振替ができない場合は、納付書を発行していたものと推察される。

しかしながら、申立期間は 11 期間に及び、これら多数の期間において記録漏れ、記録誤りが生じるとは考え難いところ、C 市の国民年金印紙検認状況表及び国民年金保険料検認票においても、オンライン記録と同様に申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑧のうち昭和 62 年 9 月、⑨のうち 63 年 1 月及び同年 3 月並びに⑩のうち同年 5 月の国民年金保険料については、オンライン記録において、夫も同様に未納となっており、当時、口座残高が一人分の保険料額に不足したため夫婦二人とも口座振替ができず、C 市は現年度保険料の納付書を、社会保険事務所（当時）は過年度保険料の納付書を夫婦それぞれに送付したものの、保険料は納付されなかったものと推察される。

さらに、申立期間①、⑥、⑦、⑧のうち昭和 62 年 8 月、同年 10 月及び同年 11 月、⑨のうち 63 年 2 月、⑩のうち同年 6 月並びに⑪については、夫の国民年金保険料は納付書又は口座振替により納付されていることが確認できるものの、夫には申立人とは別の未納期間及び納付書による納付済期間もあり、保険料納付については、必ずしも夫婦一緒に保険料を納付したとまでは言えないことから、夫の納付記録をもって、申立人が同様に申立期間①、⑥、⑦、⑧のうち 62 年 8 月、同年 10 月及び同年 11 月、⑨のうち 63 年 2 月、⑩のうち同年 6 月並びに⑪の保険料を納付したとまでは推認することはできない。

加えて、申立人は、夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、経理を依頼していた税理士が作成したとする勘定元帳（昭和 61 年分のみ）を提出しているが、同元帳に記載されている夫婦二人分の保険料額は、オンライン記録等で確認できる夫婦二人分の同年分の納付済期間の保険料額には不足する額であることから、同元帳をもって、夫が申立期間の保険料を納付したと推認することはできない。

このほか、夫が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8283（愛知厚生年金事案 239、1437、2333、6661、7370  
及び 7651 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 10 月 1 日まで  
A社（現在は、B社）に勤務していた期間について、今までに 6 回申し立てたが、認められなかった。  
今回、新たに同僚から提供された年金手帳の写しを提出するので、再度、調査審議して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る当初の申立てについて、A社の複数の同僚の証言から判断して、申立人が昭和27年4月1日から同社に勤務していたことは推認できるものの、当時の同社では、全ての従業員が入社当初から厚生年金保険被保険者資格を取得していたわけではないと認められるほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成20年8月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 申立期間に係る2回目の申立てについて、申立人は、「同期入社 of C氏は、昭和27年4月から厚生年金保険に加入していると思うので、再調査してほしい。」と主張しているが、申立人が記憶するC氏と推定される者（平成13年\*月\*日死亡）は、申立人がA社を退職した後である昭和29年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づく平成21年7月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 3 申立期間に係る3回目の申立てについて、申立人は、「A社は大企業で、2年半も厚生年金保険被保険者資格を取得させないはずはない。私と同じ年

齢の社員は皆、厚生年金保険被保険者資格を取得しているはずなので調査してほしい。」と主張しているが、同僚の厚生年金保険被保険者記録によれば、申立人と同じ学年と考えられる被保険者40人（男性22人、女性18人）は、いずれも申立人が同期入社したと主張する同僚2人と同じ昭和29年9月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づく平成22年2月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 4 申立期間に係る4回目の申立てについて、申立人は、「中学を卒業した後すぐにA社に入社した。同社の前身であるD社は、昭和18年3月に設立されており、申立期間について厚生年金保険の適用事業所となっていたことは間違いない。」と主張し、申立期間の始期を昭和27年3月26日に変更した上で申立てをしているところ、A社は、18年8月1日にD社として厚生年金保険の適用事業所となっており、事業所名の変更はあったものの、現在まで適用事業所であることが確認できる。

しかしながら、申立人と同学年で、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が、「昭和27年3月に中学を卒業し、A社に入社したが、私の被保険者記録も29年9月1日まで無い。当時は全員が臨時工として入社し、入社後2、3年してから正社員になった。正社員になった時から厚生年金保険に加入したと思う。」と証言している上、上記同僚の1人は、「健康保険証は、比較的早くに健康保険組合から受け取っているが、厚生年金保険被保険者証は、入社後2年ぐらいしてから受け取った。」と証言しており、当時の同社では、健康保険と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったことがうかがえることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づく平成23年11月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 5 申立期間に係る5回目の申立てについて、申立人は、「B社から従業員雇入者名簿を取り寄せたところ、私の入社日は昭和27年4月1日と記録されている。勤務が認められる同日から厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。」などと主張し、申立期間の始期を前回の昭和27年3月26日から同年4月1日に変更した上で申立てをしているところ、申立人から提出された当該名簿により、申立人は、同年4月1日にA社に試用開始されたことが確認できる。

しかし、申立人が同期入社だったとして名前を挙げた同僚を含め12人の同僚について、上記従業員雇入者名簿の試用開始日と厚生年金保険被保険者資格取得日の関係について調査した結果、いずれも当該名簿の試用開始日が昭和27年4月1日と記載されているにもかかわらず、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日は、その2年5か月後の29年9月1日と記録されていることから、既に、これまでに通知したとおり、当時のA社では、入社（試用開始）と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかった状況が認められる。

また、B社は、「申立人は、勤務開始当時は見習期間であり、正社員になる前に退職したため、A社における厚生年金保険被保険者記録が無いのではないか。」と回答している。

そのほかに、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどから、既に同委員会の決定に基づく平成24年7月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 6 申立期間に係る6回目の申立てについて、申立人は、「同僚は、入社してすぐに厚生年金保険に加入していたと証言しているはずだ。また、一定の期間について、同僚にも厚生年金保険の記録が無いというのは、当該記録そのものが間違っているからだ。色々なところに相談に行ったので、そちらにも聞いてほしい。」などと主張し、申立てをしているところ、A社が入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかった状況が認められることなどについては、これまでに繰り返し通知しているところであり、申立人からは新たな関連資料の提示が無いことから、当該主張のみでは、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、「E医療機関とF医療機関で診療を受けたことがあるので、調べてほしい。」と主張しているが、いずれの医療機関も、当時の診療記録を保管していないと回答している。

そのほかに、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどから、既に同委員会の決定に基づく平成25年3月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 7 これに対し、今回、申立人は、「入社してすぐに厚生年金保険に加入していたと証言してくれた同期入社と同僚から、年金手帳の写しを提供されたので、改めて調査してほしい。」と主張し、申立てを行っている。

しかしながら、申立人から提出された上記同僚の年金手帳の写しには、「初めて上記（厚生年金保険）被保険者となった日 昭和29年9月1日」と記載されており、当該日付は、上記同僚のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できることから、年金記録確認愛知地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8284

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 16 日から 40 年 10 月 20 日まで  
A事業所の番頭の紹介で同事業所へ入社し、申立期間に働いたが、年金の記録が無い。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶するA事業所の番頭を始めとする複数の同僚は、同事業所において、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立期間において、期間は特定できないものの、申立人は同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A事業所は、平成8年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は連絡先が不明であり、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記複数の同僚は、入社時期と厚生年金保険の資格取得日には数か月から数年の遅れがある旨証言していることから、申立期間当時、A事業所では、必ずしも入社と同時に全ての従業員に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 10 日  
② 平成 17 年 12 月 10 日

A社には平成 17 年 4 月から 18 年 3 月まで勤務し、17 年 8 月、同年 12 月に賞与を受け取った。

申立期間について、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、賞与の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②について、A社から賞与が支給されたと主張しているところ、申立期間①については、同社が加入していた厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスター一覧」により、当該期間において、同社から賞与を支給されていたことが推認できる。

しかしながら、申立人は申立期間①及び②に係る賞与明細書等を所持していない上、A社は、既に平成 21 年 3 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、「会社は倒産しており資料が無いため、申立てに係る賞与の支払及び保険料控除について不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた複数の同僚に照会したが、申立期間①及び②に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

さらに、上記厚生年金基金が提出した「異動記録マスタ+賞与異動記録マスター一覧」により賞与の記録が確認できる複数の同僚が所持する賞与明細書等には、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立てどおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 29 日から 40 年 10 月 2 日まで  
② 昭和 40 年 10 月 2 日から同年 12 月 31 日まで

私は、A社を退職後、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所であるA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年12月31日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした40人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、26人に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚が、「会社で脱退手当金の手続をしてもらい受給した。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社B工場における申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年5月10日に支給決定されているほか、脱退手当金支給整理簿には、申立人の名前が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8287

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 16 日から 36 年 1 月 27 日まで  
② 昭和 36 年 8 月 11 日から 37 年 1 月 1 日まで  
A社を結婚のために退職したが、脱退手当金は受給していないと思う。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年7月2日に支給決定されているほか、脱退手当金裁定整理簿には、申立人の氏名、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号及び脱退手当金支給額が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。